

標題 : 総務省通知「人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正等について（令和7年4月1日施行の超過勤務の免除の見直し及び仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等関係）」
発信番号 : 自治労情報2025第0019号
発信日付 : 2025年2月17日
宛先（団体） :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は2月14日付で通知「人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正等について（令和7年4月1日施行の超過勤務の免除の見直し及び仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等関係）」を发出了したので情報提供いたします。

なお、本通知により労使交渉において新たに追加すべき事項はありませんが、4月1日施行にむけて適切な対応がされているかどうか確認をお願いいたします。

添付ファイル :
250214総務省通知「人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正等について」.pdf